

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい

商号 : 株式会社 I I R

住所 : 〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4 丁目 14 番マスタビル 3 階

TEL : 03-5847-3520

金融商品取引業者 : 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号 : 関東財務局長 (金商) 第 2396 号

○投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○報酬等について

以下、「期間契約プラン」「スポット契約プラン」「ポイント契約プラン」に分かれます。本契約の契約料報酬の額及び支払いの方法は下記の通りとします。

【投資顧問契約による報酬】

投資顧問契約により、国内の株式の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

【期間契約プラン】

契約成立日はお客様がインターネット上にて申し込みをし、報酬料金の支払い確認が取れた後、弊社管理システムへ登録された当日とします。

プラン名	契約期間及び報酬料金(税込)	提供サービス内容
スタートアッププラン	1 ヶ月間 (30 日間) 100,000 円	情報公開ページにて月 3 銘柄から 5 銘柄 (相場状況に応じて提供銘柄数は変動します) の情報を提供。
	3 ヶ月間 (90 日間) 260,000 円	提供銘柄に関する進捗状況を随時メール及び専用ページにて配信。お客様のご希望により電話又はメールにて相談、助言を行う。
	6 ヶ月間 (180 日間) 480,000 円	提供させて頂いた銘柄に関して、日々のサポートメールにて、値動きの状況、目標値、損切りのタイミング等の助言、アドバイスを専用ページにて配信を行なう。
	12 ヶ月間 (360 日間) 800,000 円	お客様の希望により、上記メールの他、電話にての対応を行なう。
スタンダードプラン	1 ヶ月間 (30 日間) 200,000 円	情報公開ページにて月 6 銘柄から 8 銘柄 (相場状況にお応じて提供銘柄数は変動します) の情報を提供。
	3 ヶ月間 (90 日間) 520,000 円	提供銘柄に関する進捗状況を随時メール及び専用ページにて配信。お客様のご希望により電話又はメールにて相談、助言を行う。
	6 ヶ月間 (180 日間) 960,000 円	提供させて頂いた銘柄に関して、日々のサポートメールにて、値動きの状況、目標値、損切りのタイミング等の助言、アドバイスを専用ページにて配信を行なう。
	12 ヶ月間 (360 日間) 1,600,000 円	お客様の希望により、上記メールの他、電話にての対応を行なう。

パーフェクト ストックプラ ン	1 ヶ月間 (30 日間) 300,000 円	情報公開ページにて月 8 銘柄から 10 銘柄 (相場状況に応じて提供銘柄数は変動します) の情報を提供。
	3 ヶ月間 (90 日間) 750,000 円	提供銘柄に関する進捗状況を随時メール及び専用ページにて配信。お客様のご希望により電話又はメールにて相談、助言を行う。
	6 ヶ月間 (180 日間) 1,300,000 円	提供させて頂いた銘柄に関して、日々のサポートメールにて、値動きの状況、目標値、損切りのタイミング等の助言、アドバイスを専用ページにて配信を行なう。
	12 ヶ月間 (360 日間) 2,400,000 円	お客様の希望により、上記メールの他、電話にての対応を行なう。

スタートアッププラン、スタンダードプラン、パーフェクトストックプランは販売促進の為、キャンペーン等で最大10万円程度の割引販売を行う場合があります。スタートアッププランは株式投資初心者を対象に投資の基礎等を含めた助言を行います。スタンダードプランは株式投資経験者を対象にポートフォリオの見直しを含めて資金効率を高める投資方法の提案として短期売買等及び助言を行います。パーフェクトストックプランは当社最上位のプランとして一定資金を有する投資経験者を対象に専任の担当者が個別にサポートを行い、顧客の投資スタンス及び希望に沿う形で利益率を高める投資方法の提案等を含めた助言を行います。

注：報酬料金には、すべて消費税を含みます。

【お支払い時期】

- (1) クレジットカード決済によるお支払を申し込んだお客様に対して、決済確認が取れた日に契約期間の情報提供料金を決済頂くものとし、当日がご契約プラン開始日となります。
- (2) 振込によるお支払いを申し込んだお客様は、弊社指定の銀行口座に振込みを確認した日の当日がご契約プラン開始日となります。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

【振込先】

三菱UFJ銀行
 錦糸町支店 (普通) 0077738
 カ) アイアイアール
 (※振込手数料はお客様のご負担となります)

【契約の変更】

ご契約プランの変更を希望される場合は、電子メールまたは書面にて弊社までご連絡

絡下さい。尚、ご契約内容により、変更手続きが下記の通りとなりますので予めご了承ください。

変更手続きは、お客様からのサイト内からの問い合わせフォーム、電子メール、及び、書面による申し出に基づき、「スタートアッププランからスタンダードプランへ」と、「スタンダードプランからパーフェクトストックプランへ」の2案件のみをお受付致します。

契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。契約プラン変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認が取れない場合、弊社は契約プラン変更の手続きを停止する事があります。

○契約の解除について（クーリング・オフの適用）

期間契約プラン（スタートアッププラン、スタンダードプラン、パーフェクトストックプラン）

この投資顧問契約は、金融商品取引法第37条の6に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次の通りと致します。

(1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電磁的記録（電子メール等）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

(2)契約の解除日は、お客様がメール又は書面により解約の意思表示を発した日となります。

(3)契約の解除に伴う報酬料金の清算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代・通信費等相当額)を頂きます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬料金(契約期間に対応する報酬料金÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受領した日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。尚、返金にとりもなう振込手数料等は当社の負担となります。

・契約成立日

契約成立日はお客様がインターネット上にて申し込みをし、報酬料金の支払い確認が取れた後、弊社管理システムへ登録された当日とします。

・クーリング・オフ適用期間経過後の契約解除

契約を解除しようとする日の10日前までの間、書面または電磁的記録（電子メー

ル等) による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂くものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還します。振込手数料等は当社負担となります。

【スポット契約プラン】

契約成立日はお客様がインターネット上にて申し込みをし、報酬料金の支払い確認が取れた後、弊社管理システムへ登録された当日とします。

スポット契約プランの契約期間は契約成立日より 14 日間になります。

プラン名	契約期間及び報酬料金	提供サービス内容
<p>～極～スポット単発契約プラン</p>	<p>10,000 円～300,000 円</p> <p>スポット契約プランの契約期間は契約成立日より 14 日間になります。</p>	<p>当社が推奨に値する銘柄情報が存在する時にのみ不定期で情報提供を行うものとする。情報公開ページにて</p> <p>1 銘柄から 3 銘柄（都度変動）の情報を提供、提供銘柄に関する進捗情報を随時メール及び専用ページにて配信。</p> <p>推奨を行った銘柄に関して、日々のサポートメールにて、値動きの状況、目標値、損切りのタイミング等の助言、アドバイスを専用ページにて配信を行なう。</p> <p>お客様の希望により、上記メールの他、電話にて相談、助言を含めた対応を行なう。</p>

注：報酬料金には、すべて消費税を含みます。

【お支払い時期】

(1) クレジットカード決済によるお支払を申し込んだお客様に対して、決済確認が取れた日に契約期間の情報提供料金を決済頂くものとし、当日がご契約プラン開始日となります。

(2) 振込によるお支払いを申し込んだお客様は、弊社指定の銀行口座に振込みを確認した日の当日がご契約プラン開始日となります。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

【振込先】

三菱UFJ銀行

錦糸町支店（普通）0077738 カ）アイアイアール
（※振込手数料はお客様のご負担となります）

【契約の変更】

スポット契約プランに関しては、契約成立日以降、ご契約プランの変更をすることは出来ません。

○契約の解除について（クーリング・オフの適用）

スポット契約プラン

この投資顧問契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次の通りと致します。

- (1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面または電磁的記録（電子メール等）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことが出来ます。
- (2)契約の解除日は、お客様がメール又は書面により解約の意思表示を発した日となります。
- (3)契約の解除に伴う報酬料金の清算は、次のとおりとなります。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代・通信費等相当額)を頂きます。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬料金(契約期間に対応する報酬料金÷契約期間の総日数×契約締結時交付書面を受領した日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬を契約期間の総日数で除した金額について生じた 1 円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。尚、返金にともなう振込手数料等は当社の負担となります。

- ・クーリング・オフ期間経過後の契約解除

サイト内からの問い合わせフォーム、電子メール、及び、書面による意思表示により契約解除申し出日までの期間に相当する報酬額を頂くものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還します。振込手数料等は当社負担となります。

【ポイント契約プラン】

契約成立日はお客様がインターネット上にて申し込みをし、報酬料金の支払い確認が取れた後、弊社管理システムへ登録された当日とします。

ポイント契約期間は、契約締結時書面を受領した日から 14 日間が経過するとポイント契約期間は終了するものとします。尚、顧客サービス付加価値として無料贈呈した無料サービスポイントに関しては、有料購入ポイントとは質を異にするものであ

り、情報閲覧のみ利用可能となります。無料贈呈分ポイントに関しては一切、他の金品に代替出来ないものとします。

プラン名	契約期間及び報酬料金	提供サービス内容
ポイント契約プラン	14日間 100ポイント 付与契約 10,000円	弊社よりポイントを購入して頂き、購入して頂いたポイントにて情報提供をさせていただきます。 (例、100ポイント→付与契約 10,000円) ポイント情報公開ページにて設定されたポイント(1ポイント～300ポイント)を消費し、弊社が推奨する個別銘柄情報(保有ポイントにより閲覧出来る個別銘柄情報は変動)を提供。
	14日間 300ポイント 付与契約 30,000円	又、不定期にて閲覧可能となる相場動向に関するレポート又は投資に関するコラム等も含む。 お客様の希望により、上記メールの他、電話にての対応も行なう。
	14日間 500ポイント 付与契約 50,000円	

注：報酬料金には、すべて消費税を含みます。

【お支払い時期】

(1)クレジットカード決済によるお支払を申し込んだお客様に対して、決済確認が取れた日に契約期間の情報提供料金を決済頂くものとし、当日がご契約プラン開始日となります。

(2)振込によるお支払いを申し込んだお客様は、弊社指定の銀行口座に振込みを確認した日の当日がご契約プラン開始日となります。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

【振込先】

三菱UFJ銀行
錦糸町支店 (普通) 0077738 カ) アイアイアール
(※振込手数料はお客様のご負担となります)

【契約の変更】

ポイント契約プランに関して、契約成立日以降、ご契約プランの変更をすることは出来ません。

○契約の解除について (クーリング・オフの適用)

ポイント契約プラン

この投資顧問契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次の通りと致します。

(1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことが出来ます。

(2)契約の解除日はお客様が書面により解約の意思表示を発した日となります。

(3)契約の解除に伴う報酬料金の清算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代・通信費等相当額)を頂きます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額【情報閲覧の際に消費したポイント使用分相当報酬額(1 ポイントにつき100 円換算)】÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を請求します。この場合、契約期間に対応するポイント使用分相当報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求しないものとします。尚、返金にとまなう振込手数料等は当社の負担となります。

・クーリング・オフ期間経過後の契約解除

サイト内からの問い合わせフォーム、電子メール、及び、書面による契約解除申し出の意思表示が契約期間内であれば、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額(契約期間に対応する報酬額【情報閲覧の際に消費したポイント使用分相当報酬額(1 ポイントにつき100 円換算)】÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受取った日から解除日までの日数)を頂くものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還します。振込手数料等は当社負担となります。

【投資顧問契約について】

弊社提供の全てのプラン(有料サービス)に関する投資顧問契約について以下の通りとします。

契約成立日はお客様がインターネット上にて申し込みをし、報酬料金の支払い確認が取れた後、弊社管理システムへ登録された当日とします。

契約は契約成立日から始まり、この期間終了後、または会員として相応しくないと当社(株式会社 I I R※以降、当社と表記)が判断したとき、当社が本サービスを停止するとき、又は、お支払い方法をクレジットカードの分割支払い決済の際、クレジットカードの事故等により会費が全額決済できなかつたときに終了します。

契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間(以後、「対象期間」と呼ぶ)とします。対象期間満了日の前に継続して弊社サービスの利

用を希望される場合は改めて契約を締結して頂く必要がございます。又、契約継続の可否の確認の為、連絡をさせて頂く場合があります。

改めて契約を行わない場合は対象期間満了日にて全てのプラン（有料サービス）に関する投資顧問契約は終了となり、付随するサービス、サポートは行なわないものとし、契約自動更新はしないものとします。契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金、損失補填は一切発生しないものとします。

弊社提供の全てのプラン（有料サービス）に関する投資顧問契約について、本書面に記載しての以外の費用は一切発生致しません。

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

①株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

①契約期間の満了（契約を更新する場合があります。）

②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記各プラン詳細に記載されているクーリング・オフの適用を参照下さい。）

③当社が、投資助言葉を廃業したとき

○禁止事項

弊社は、弊社が行う投資顧問業務に関して、次の事が法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと。
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次若しくは代理
- ②顧客を相手方として又は顧客のために、次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- ③弊社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は弊社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ④顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

会社の概要

1. 資本金 : 500 万円
2. 役員の氏名 : 代表取締役 小玉 勇達
3. 主要株主 : 小玉 勇達
4. 分析者・投資判断者 : 小林 淳哉
5. 助言者 : 小玉 勇達
6. 当社への連絡方法及び苦情等の申し出先
以下の電話番号・メールアドレス宛てにご連絡下さい。

TEL : 03-5847-3520
E-mail : info@graz.jp

7. 当社が加入している金融商品取引業協会
当社は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について
 - ①当社は、「苦情対応規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。
 - (1) お客様からの苦情等の受付
 - (2) 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
 - (3) 解決案のご提示・解決
 - ②当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることにしています。この団体は、当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
TEL : 0120-64-5005(フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からの苦情の申立

- (2) 会員業者への苦情の取次ぎ
- (3) お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしております。同センターは当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員よりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターを御利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からのあっせん申立書の提出
- (2) あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- (3) お客様からのあっせん申立金の納入
- (4) あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- (5) あっせん案の提示、受託

10. 当社が行う業務に関して

当社は、投資助言葉のみを業務としております、それ以外の業務に関しては一切行っておりません。